

# 議案第153号

## 北九州市火災予防条例の一部改正について

### 1 改正理由

停電時、建物の非常用電源として用いられる「蓄電池設備」及び調理を目的として使用される「厨房設備」の位置、構造及び管理については、政令及び総務省令で定める基準に従い、市の火災予防条例で定めることとされている。

今般、総務省令が改正されたことにより、火災予防条例を改正するもの。

### 2 改正内容

#### (1) 蓄電池設備について

##### ア 規制単位の見直し

規制単位を「アンペアアワー・セル」(電力量)から「キロワット時」(蓄電池容量)に改めるもの。

##### イ 耐酸性の床又は台への設置

開放形の鉛蓄電池を用いない蓄電池設備は、耐酸性の床又は台の上に設けなくてもよいこととするもの。

##### ウ 建築物からの離隔距離

屋外に設ける蓄電池設備のうち、延焼防止措置が講じられたものは、建築物から3メートル以上の距離を保たなくてもよいこととするもの。

#### (2) 厨房設備について

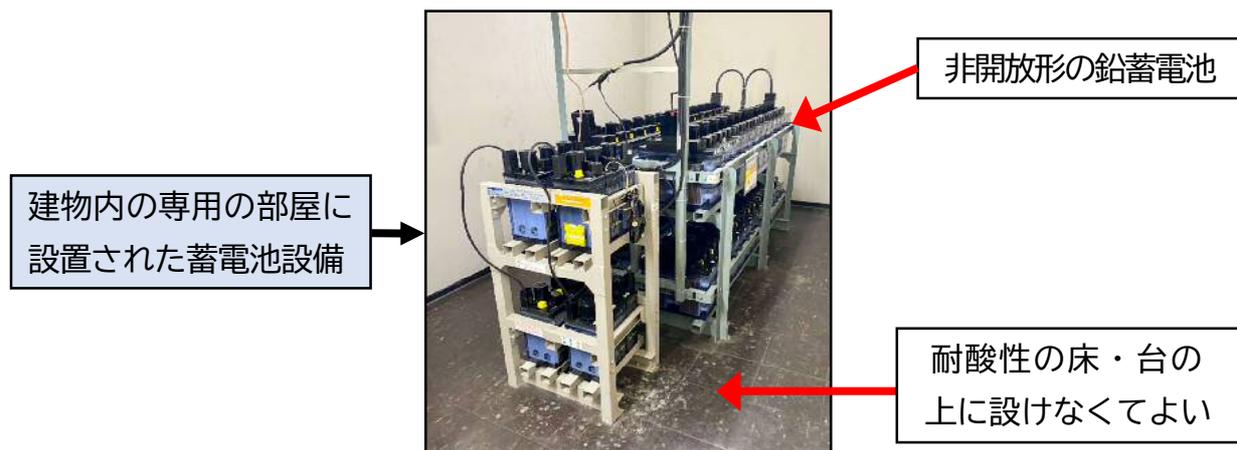
「固体燃料を用いた厨房設備」(木炭を燃料とする炭火焼き器)が、「天井及び壁」との間に保たなければならない距離を新たに定めるもの。

### 3 施行期日

令和6年1月1日

### [ 蓄電池設備 ]

- 蓄電池設備は、停電時における建物の非常用電源として用いられ、災害対応拠点となる「消防局庁舎」や「大規模な病院」などに設置されている。
- 蓄電池容量が10キロワット時を超える蓄電池設備が、規制の対象となる。  
⇒スマートフォンや電気自動車のバッテリーなど持ち運びできるものは対象外



### [ 厨房設備 ]

- 「固体燃料を用いた厨房設備」（木炭を燃料とする炭火焼き器）は、鰻や焼鳥屋などの飲食店に設置されている。

[ 固体燃料を用いた厨房設備と天井・壁との距離 ]

条例の基準		上方	側方	後方
改正前	「炉」の基準を準用	250cm	200cm	200cm
改正後	新たに基準を追加	80cm	30cm	30cm

[ 木炭を燃料とする炭火焼き器 ]

